

ネット法の構想

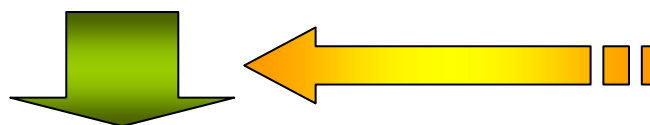
現状と課題

デジタル・コンテンツ配信サービスが日本で普及しない要因

○ **最大の問題：権利処理作業の負担**

- ・過去に作成されたテレビ番組等をインターネット上で配信しようとする場合、著作権者・著作隣接権者(原作者、番組製作会社、役者等)から、複製権、公衆送信権ないし送信可能化権、著作者人格権・実演家人格権などについていちいち許諾を取得する必要がある。
- ・画面背景にたまたま写り込んだ人物の肖像権についての取扱いが不明瞭(写り込み問題)。

○違法コピーなど不正使用行為への対策が不十分



デジタル・コンテンツの円滑な流通の実現

- ・デジタル・コンテンツの流通、二次利用の促進
- ・健全なデジタル・コンテンツの取引市場の確保

↓
我が国のコンテンツ・ビジネスの成長、日本経済の発展、日本文化の振興等をもたらす。

ネット法立法化による解決

現状の問題を解決する特別法の制定

1. 「ネット権」の創設

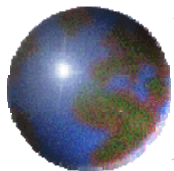
- インターネット上の流通に限定した、デジタル・コンテンツの使用権(「ネット権」)を創設する。
- ネット権は、2.の収益の公正な配分を実現する見地から、その能力を有すると考えられる者のみに付与する。
- ネット権の対象は、現行の著作権法制度の仕組みから余りに乖離しないように、さしあたり、映画、放送、音楽とする。

2. 収益の公正な配分の義務化

- ネット権を付与された者は、ネット権の創設により権利行使が制限される権利者に対し、公正な利益の配分を義務づける。

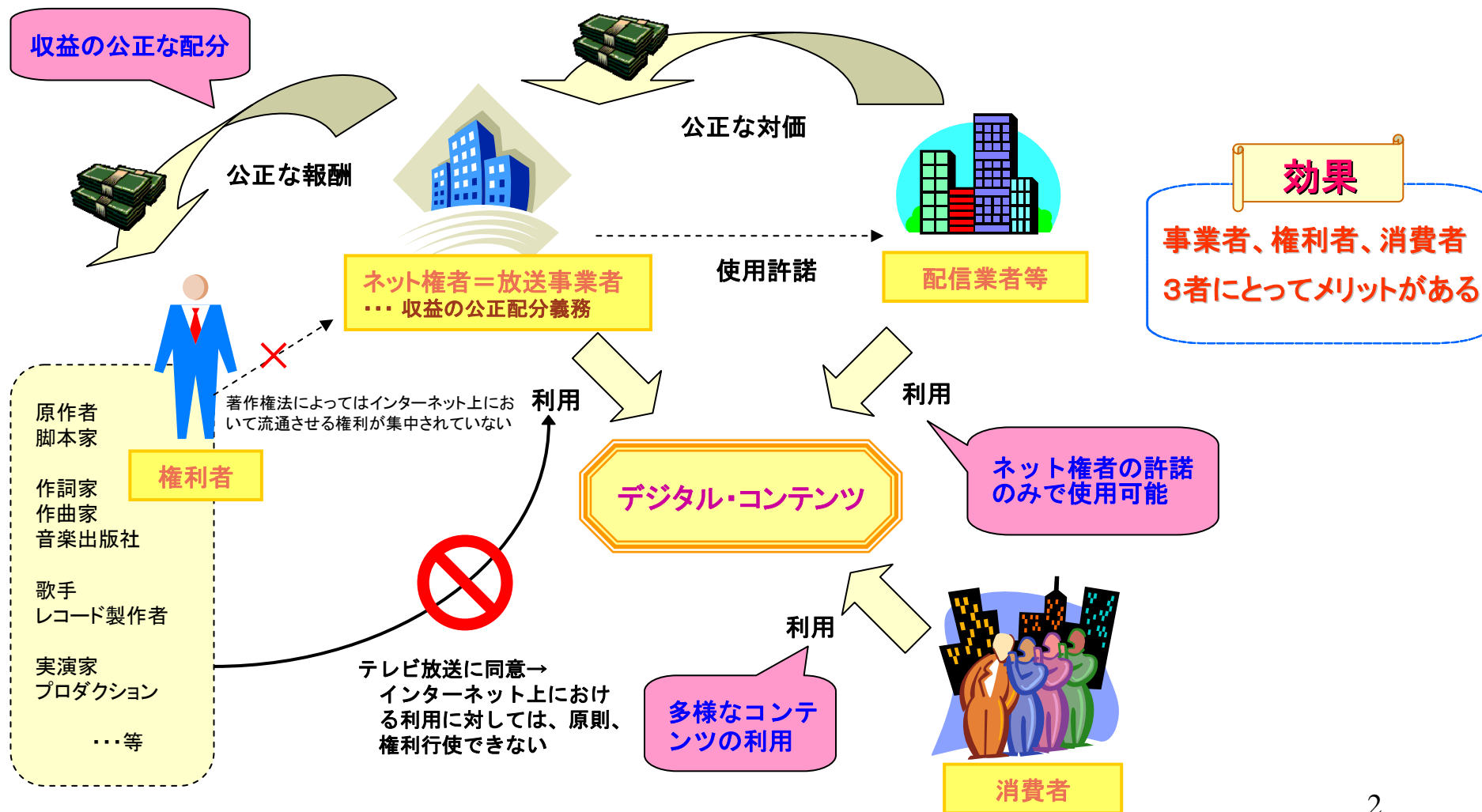
3. フェア・ユースの規定化

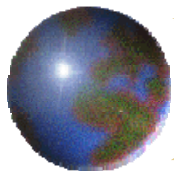
- インターネット上で流通するデジタル・コンテンツについては、法文に規定された個別の権利制限事由(私的使用など権利者の権利が例外的に制限される場合)に該当しなくとも、「公正な使用(フェア・ユース)」であれば許諾なくして使用可能となる。



ネット法の構造と効果 (イメージ図1: テレビ番組の場合)

※ 専ら放送のために製作されたコンテンツを前提とする。





ネット法の構造と効果（イメージ図2：映画の場合）

